

入札公告（工事）

学学院中学校屋内運動場他改築工事（建築）について、次のとおり条件付一般競争入札（総合評価方式特別簡易型）を行いますので、太宰府市契約規則第4条第1項の規定に基づき公告します。

令和8年7月30日

太宰府市長 高原 清

1 工事概要

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| (1) 工 事 名 | 学学院中学校屋内運動場他改築工事（建築） |
| (2) 工 事 場 所 | 太宰府市観世音寺3丁目11番1号 |
| (3) 構 造 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建 |
| (4) 敷 地 面 積 | 26,760 m ² |
| (5) 延床面積（計画） | 2,889.26 m ² |
| (6) 施 設 機 能 | 屋内運動場、武道場、多目的ホール等 |
| (7) そ の 他 工 事 | なし |
| (8) 工 期 | 令和9年11月30日（火）まで |
| (9) 予 定 価 格 | 997,600,000 円（消費税等別） |
| (10) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格判定基準額 | 設定する |

2 競争入札に参加できる者の形態

- (1) 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- (2) 共同企業体の構成員数は、2者とする。
- (3) 構成員は、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

3 競争入札参加資格

(1) 一般的要件

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、この公告の日から落札者決定までの間において次の要件を満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

イ 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程（平成7年12月告示第5号）に基づく令和8・9年度一般（指名）競争入札参加資格の認定（以下「認定」という。）を受けている者のうち、建築工事（S、RC、SRC造建築工事）を登録していること。登録業者の名簿は太宰府市ウェブサイトに掲載している。

太宰府市ウェブサイトアドレス <https://www.city.dazaifu.lg.jp/>

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（裁判

所による更生手続開始又は再生手続開始の決定後、更生手続又は再生手続が終了したものを除く。)、電子交換所により取引停止処分を受けている者その他の経営状況が著しく不健全な者であると認められないこと。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による特定建設業の許可を得てからの営業年数が5年以上であること。

オ 太宰府市から太宰府市指名停止等の措置に関する規則(平成21年規則第27号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 共同企業体に係る要件

ア 共同企業体は、次の2グループから各1者ずつの2者で結成すること。

(ア) Aグループ(代表構成員)

本店、支店又は営業所を福岡県内に有する者で、公告時に有効な最新の建設業法第27条の29に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における工事の総合評定値(建築一式工事)(以下、「認定時の総合点数」という。))が960点以上の者

(イ) Bグループ 次に掲げるいずれかの要件を満たす者

a 本店、支店又は営業所を福岡県内に有する者で、認定時の総合点数が800点以上959点以下の者

b 本店、支店又は営業所を筑紫地区内(春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市及び那珂川市)に有する者で、認定時の総合点数が600点以上959点以下の者

イ Aグループ、Bグループとも建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。

ウ Aグループは、この公告の日において有効とされる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の経営状況評点(Y点・単独決算)が500点以上の者であること。

エ Aグループは、公共工事のうち、平成28年4月1日以降に完成した建築工事で、施工金額3億円以上のものを元請として施工した実績を有すること。ただし、当該金額が共同企業体でのものである場合は、出資割合に応じて算出した金額によるものとする。

Bグループは、建築一式工事について元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験を有すること。

オ 各構成員が、技術者(建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者をいう。ただし、当該技術者は、特定建築工事共同企業体の構成員と3ヶ月以上の雇用関係にある者に限る)の配置について、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) Aグループ 建築工事業について有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を工事現場に専任で1人以上配置できること。

(イ) Bグループ 工事現場に専任で1人以上配置できること。

カ 結成方法

自主結成とする。

キ 出資比率

各構成員の出資比率は、30%以上とする。なお、代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率を超えていなければならない。

ク 存続期間

共同企業体は、当該工事に係る請負契約の履行後 6 か月を経過するまでは解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該工事に係る請負契約が締結される日までを共同企業体の存続期間とする。

ケ 共同企業体の協定方式

国土交通省方式の甲型とする。

コ 企業共同体の名称

〇〇・△△特定建設工事共同企業体とする。

サ 事業協同組合

事業協同組合が共同企業体の構成員となる場合は、その組合員は単体で共同企業体の構成員となることはできないものとする。

シ 本店、支店又は営業所を太宰府市内に有する者（以下「市内業者」という。）が共同企業体の構成員となる場合を除き、太宰府市内に本店を置く下請負人との契約金額の合計を本工事請負金額の 5 パーセント以上とすることができること。（下請負契約計画書にて確認する。）

なお、施工後、設定した下請負率を達成できなかった落札業者は、しゅん工の日から 3 年間、太宰府市の入札参加を認めないこととする。

4 入札書類等の配付

入札に関連する書類及び仕様書（以下「仕様書等」という。）の配付は、公告日から開札日の前日まで、太宰府市ウェブサイト（入札情報公開システム）からのダウンロードにより行う。郵送や窓口での配付は行わない。

配布期限：令和 8 年 8 月 27 日（木）まで

太宰府市入札情報公開システムアドレス <https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/4/28158.html>

5 仕様書等に対する質疑等

仕様書等に対する質疑等の提出方法等については入札説明書に定める。

6 入札方法等

入札に必要な書類、提出先、日時、方法等については入札説明書に定める。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札書が指定した方法以外により提出された場合
- (2) 入札書が指定した期限日までに到着しなかった場合
- (3) 1 つの案件につき 2 つ以上の入札書が提出された場合
- (4) 既に提出した入札書の訂正、差し替え又は再提出がされた場合
- (5) 入札説明書で指定された書類等のいずれかが不足した場合
- (6) 入札書が指定された郵送先と異なる場所に郵送された場合

- (7) この公告に掲げるもののほか、太宰府市条件付一般競争入札実施要領及び入札心得書等で規定する入札無効の条項に該当する場合

8 入札の辞退

入札者が入札を辞退する場合は、辞退届（様式 13 号）を開札日の前日（郵送の場合は、必着）までに太宰府市総務部管財課契約係に提出するものとする。

9 開札

開札場所及び日時等については、入札説明書に定める。

10 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格及び失格判定基準額の範囲内の有効な入札があった場合は、引き続き評価値を計算し、評価値が高い者から競争入札参加資格確認審査順位（以下「審査順位」という。）を定め、審査順位第 1 位の者を落札候補者とする。なお、評価値の計算方式は加算方式とし、価格評価点と技術評価点を加算した点数を評価値とする。価格評価点については入札価格を予定価格で除したものを 1 から減じ、100 を乗じたものを点数とする。技術評価点の最大値は 18 点とし、内訳は総合評価技術資料調書に記載のとおりとする。
- (2) 落札候補者となるべき評価値の入札者が 2 者以上の場合は、くじにより審査順位を決定する。
- (3) 落札候補者が 11、12 又は 13 の結果、失格、入札の無効又は審査順位の変動があった場合は、審査順位が次点の者を新たに落札候補者とする。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、太宰府市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止措置を行うものとする。

11 競争入札参加資格確認審査

落札候補者となった者の競争入札参加資格確認については、入札時に提出された資料及び入札説明書に記載の提出資料にて行う。当該審査及び 12 の確認の結果、落札者を決定したときは、審査順位第 2 位以下の者の競争入札参加資格確認審査は行わない。

12 総合評価における技術評価点の確認

落札候補者は、総合評価技術資料調書の内容確認に必要となる、入札説明書に記載の技術資料を提出しなければならない。なお、当該確認及び 11 の審査の結果、落札者を決定したときは、審査順位第 2 位以下の者の総合評価技術資料調書確認手続は、行わない。

13 低入札価格調査

- (1) 落札候補者の入札価格が 1(10)に定める調査基準価格未満であり、失格判定基準額を下回らない場合は、10 の審査及び 11 の確認と併せて太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要

領に基づく調査を行う。この場合、落札候補者は、太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要領に定める書類を提出しなければならない。

- (2) (1)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者が行った入札は、無効とする。

1 4 落札の決定等

- (1) 審査の結果、落札候補者が競争入札参加資格を満たしていること及び総合評価技術資料調書確認後に算出した評価値で審査順位の変動がないことを確認したときは、落札を決定する。
- (2) 落札者に対する落札決定の連絡は、電話等で行う。当該連絡を受けた落札者は、速やかに契約の手続を行うものとする。
- (3) 審査の結果、落札候補者が競争入札参加資格を満たしていない場合又は総合評価技術資料調書確認後に算出した評価値で審査順位の変動があった場合は、その旨を書面により通知するものとする。
- (4) 落札候補者が落札決定までに競争入札参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格がないものとみなし、その旨を書面で通知するものとする。
- (5) 前2号の通知を受けた者は、通知を受けた日を含め3日以内（土曜日、日曜日その他の休日を除く。）に、書面によりその理由について説明を求めることができる。その場合は、その旨を記載した書面を太宰府市総務部管財課契約係に持参するものとする。なお、回答は、説明を求められた日を含め3日以内（土曜日、日曜日その他の休日を除く。）に書面により行うものとする。

1 5 入札結果の公表

入札結果は、落札決定の日以降に太宰府市ウェブサイトに掲載する。

1 6 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) この公告によるもののほか、太宰府市契約規則、太宰府市条件付一般競争入札実施要綱、太宰府市電子入札実施要領、太宰府市総合評価方式試行要領、太宰府市低入札価格調査実施及び最低制限価格設定要領及び入札心得書により入札を行う。

1 7 問合せ先 太宰府市総務部管財課契約係

電話 092-921-2121（内線 504）

メールアドレス kanzai@city.dazaifu.lg.jp